

影響調査専門調査会の課題等

平成 15 年 4 月 11 日
内閣府男女共同参画局

1. 男女共同参画社会基本法（抄）

第一章 総則

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

（施策の策定等に当たっての配慮）

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（調査研究）

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

（設置）

第二十一条 内閣府に男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

2. 男女共同参画基本計画（抄）

第二部 施策の基本的方向と具体的施策

2 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革

（1）男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し

－施策の基本方向－

（1）男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し

社会制度・慣行は、明示的には性別による区別を設けていない場合でも、現実には男女が置かれている状況の違いを反映し、あるいは世帯に着目して個人を把握する考え方をとるため、結果的に男女に中立的に機能しないことがある。

女性も男性も固定的な役割分担にとらわれず、様々な活動に参画していける条件を整備していくことが必要である。個人がどのような生き方を選択しても、それに対して中立的に働くよう、社会制度・慣行について個人単位の考え方に改めるなど必要に応じて見直しを行う。

これまで、我が国の社会制度等について、男女共同参画社会の形成という視点からの調査が十分行われてきたとは言えない。このため、政府の施策が、女性と男性に実質的にどのような影響を与えるかなど、男女共同参画社会の形成に与える影響について調査を進めていくこととする。

－具体的施策－

- ・ 政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響についての調査の実施

政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響についても調査（以下「男女共同参画影響調査」という。）について効果的な手法を確立し、的確な調査を実施する。また、こうした取組について、地方公共団

体においても取り組めるよう、情報提供する。

- ・ 個人のライフスタイルの選択に中立的な社会制度の検討

税制、社会保障制度、賃金制度等、女性の就業を始めとするライフスタイルの選択に大きなかわりを持つ諸制度・慣行について、様々な世帯形態間の公平性や諸外国の動向等にも配慮しつつ、個人のライフスタイルの選択に対する中立性等の観点から総合的に検討する。

また、これらの制度は相互に関連しており、総合的な視点からの検討も必要であることから、諸外国における社会制度について総合的な視点から調査研究を行う。

- ・ 職場・家庭・地域等における慣行の見直し

職場・家庭・地域等様々な場における慣行についても、性別による偏りにつながるおそれのあるものについて、広くその見直しを呼びかける。

3. 男女共同参画会議・影響調査専門調査会「ライフスタイルの選択と税制・社会保障制度・雇用システム」に関する報告（平成14年12月）（抄）

おわりに

当調査会では、今後、より雇用システムに力点を置いて、ライフスタイル選択への中立性の観点から検討を進めていきたい。なお、税制や社会保障制度についても、今後政府内で改革案等の検討が進められていくため、引き続き、必要に応じ検討を加えていくこととしたい。

注）下線は男女共同参画局。